

会員の皆様へ

令和元年7月
宇和島信用金庫

定款の一部変更に関するお知らせ

平成30年8月16日に信用金庫施行規則が改正され、金庫の地区内に転居することが確実と見込まれる方は会員の資格を有することとされ、これにより、金庫の地区内に転入予定の方への貸付ができることとなりました。

これを受け、当金庫では、令和元年6月24日開催の通常総代会の議決を得て、令和元年7月9日付で定款を変更いたしましたのでお知らせいたします。

これにより、下記に該当する方は会員の資格を有することとなります。

記

金庫の地区内に転居することが確実と見込まれる者で下記の売買契約又は請負契約を締結した方は、この金庫の会員となることができる。

- ① 信用金庫の地区内において自己の居住の用に供する宅地若しくは住宅の売買契約
- ② 信用金庫の地区内において宅地の造成若しくは住宅の建設、修繕若しくは改良に関する工事の請負契約

以上

お問合せ先

宇和島信用金庫 総務部

電話番号：0895-23-7000

電話受付時間：平日9:00～17:00